

急性期病床群（仮称）を医療法に位置づける効果

1. 急性期病床群（仮称）を位置づける必要性

- 今後の本格的な少子高齢社会を見据えれば、限られた医療資源の有効活用が我が国にとって最大の課題である。そこで、限られた医療資源を効果的かつ効率的に活用し、「急性期」から「亜急性期」、療養、在宅に至るまでの流れを構築するため、第一段階として「急性期」に着目し、一般病床について機能分化を進めていくことが必要である。なお、この機能分化は一朝一夕に達成されるものではなく、今後、中長期的に進めていく必要がある。
- そこで、一般病床について急性期病床群（仮称）を位置づけ、認定を受ける医療機関において、一般病床の機能分化を図ることによって、「急性期医療」のニーズに見合った病床が明らかとなる一方、「急性期医療」と同様に重要な「亜急性期」等の医療を担う病床も明らかとなる。その結果、「急性期医療」から「亜急性期」等の医療について、医療の機能に見合った医療資源の効率的かつ効果的な配置が進められ、結果として、医療全体が機能強化され、「急性期」から「亜急性期」等まで患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい良質な医療サービスを受けることができることにつながる。
- また、医療機関にとっても、認定の申請を契機として、地域において他の医療機関の状況を踏まえながら自ら担う機能や今後の方向性を選択することになり、限られた医療資源の有効活用という我が国の課題への対応に資することになる。また、医療機関が認定された機能を国民・患者に発信することにより、医療機関の機能を患者が適切に理解し、利用する一助となる。

2. 急性期病床群（仮称）を医療法に位置づける意味、効果

○診療報酬によって、こうした機能分化を進めることもできるが、医療法において制度上位置づけることにより、診療報酬のみでは対応することのできない以下のような効果が期待される。

<基本的考え方の明確化>

これまで一般病床の機能分化は2年ごとに改定される診療報酬という経済的な誘導策により先行的に取り組まれており、既に一定の成果を挙げてきた。しかしながら、診療報酬という手段だけでは、今後の国としての医療提供体制のあるべき姿を示すことは困難であり、今後、本格的な少子高齢社会を迎える中で、中長期的な視点から機能分化に取り組む姿勢を明らかにしていくためにも、医療提供の理念等を定めた医療法において、機能分化の基本的な考え方やその推進策の一つとしての急性期病床群（仮称）を規定し、更なる機能分化の推進を図っていくことが重要である。

<医療機関自身による機能の選択・発信と患者の適切な理解・利用の促進>

急性期病床群（仮称）の認定制度を医療法上位置づけることにより、認定の申請を契機として医療機関自身が自ら担う機能を選択し、必要に応じて医療機関内の医療資源を適切に再配分していくとともに、認定された機能を国民・患者へ発信することにつながる。また、医療機関自身が地域の中で担うべき医療を確認・点検し、必要な選択を行う中で、地域内の医療資源の再配分が促され、地域医療として提供される医療の質の向上が期待されるとともに、機能の発信が、患者による医療機関の機能の適切な理解、利用を促すことにつながる。

＜地域における機能分化・連携の推進＞

今回、推進しようとする医療の機能分化・連携の強化は、地域において患者の状態にふさわしい良質な医療サービスが提供できる体制の構築を目指すものだが、この体制は、個々の医療機関における機能分化だけで実現するものではなく、地域全体の医療機関の適切な役割分担・連携が進むことによってはじめて実現する。

これまで機能分化を先行的に進めてきた診療報酬による誘導は、あくまでも個々の医療機関内における機能分化の推進が主であり、こうした地域全体の医療機関の適切な機能分担・連携の推進は、診療報酬だけで実現するのではなく、地域全体の医療提供体制を描く医療法という政策手段によって初めて実現する。

例えば、急性期病床群（仮称）を医療法に位置づけ、認定業務等に都道府県が関与する場合には、都道府県内の急性期医療の提供状況を都道府県が把握し、より実態に即した医療計画の策定に結びつくことが期待される。

＜一般病床の機能分化の推進に向けた役割の明確化＞

一般病床の機能分化を推進していくには、国や都道府県といった行政や医療機関のみならず、患者・国民も含めたあらゆる主体がその役割を果たしていくことが必要である。こうした方向性を明らかにし、それぞれの役割を整理することが可能となるのは医療法による対応である。